

2025年2月18日

京都市保健福祉局医療衛生推進室医療衛生企画課
食品安全担当 御中

(連絡先)

京都市中京区烏丸通二条上る蒔絵屋町 258 番地
コープ御所南ビル 4 階
京都府生活協同組合連合会
専務理事 鯉江賢光
電話:075-251-1551 FAX:075-251-1555

令和7年度京都市食品衛生監視指導計画(案)に関する意見

令和7年度京都市食品衛生監視指導計画(案)(以下、「計画」(案)という)に対して、以下の意見、要望を述べます。

(1) III 監視指導の実施 (P.3)

2 一斉監視等の実施 (P.4)

年間を通じて施設の監視を行う中、特に細菌性の食中毒が多発する夏期及び食品の流通量が増加する年末については、厚生労働省及び消費者庁が示す方針を踏まえ、重点的に監視指導されることに賛成します。ただ、気候変動の影響で、高温の期間が長くなっており、実態に応じて臨機応変に対応されることも希望します。

また、一度に大量に調理がなされる大規模調理施設については、食中毒が発生した場合に被害が大規模化するリスクが高い施設であるため、重点的な監視指導を実施されることに賛成します。

(2) V 緊急管理体制の整備 (P.5)

1 食中毒等の健康危害発生時の対応

令和5年12月から、市民等からの届け出方法としてこれまでの電話連絡に加え、新たに「発生連絡フォーム」を活用したオンライン受付が開始され、職員は届け出内容をいち早く把握し、感染症担当とも連携した迅速な対応が可能となったことについて評価します。ただし消費者にはまだまだそのことが浸透していません。ホームページやSNS等を活用し、広く消費者に周知されることを希望します。

(3) VI 食品等事業者自らが実施する衛生管理の支援 (P.6)

原則として全ての食品等事業者は、HACCPに沿った衛生管理を行うことが義務付けられました。HACCPの導入状況について確認し、導入が進まない食品等事業者に対して、食品衛生監視員が衛生管理の現場である施設に出向き、施設に応じた計画の助言を行いながら作成し、その場で確認を見届けるなど、確実な導入に向けた助言・指導を行うことに賛成します。

また、HACCPに沿った衛生管理の推進について、令和6年度より新たに運用を開

始した京都市HACCP食の安全宣言届出制度について、周知・活用されることを望みます。事業者と消費者にとってメリットのある制度になるよう、より一層の充実を求めます。

(4) VII リスクコミュニケーションの推進 (P.8)

1 食品の安全性に関する情報発信、講習会及び意見交換会の実施

(3) 大学や専門学校と連携したリスクコミュニケーションの推進

京都市には多くの大学や専門学校があるため、学生を対象にしたリスクコミュニケーションは、活発にされるべきであり、賛成します。特にカンピロバクター食中毒や模擬店開催時の食品取扱の注意点、家庭でできる食中毒予防などについて授業を活用したリスクコミュニケーション事業の実施は、重要であり、推進されることを望みます。

(4) 参加型リスクコミュニケーションの推進

リスクコミュニケーションを効果的に実施するため、一方的な情報提供だけでなく、参加者が体験学習することで相互に意見を発言しあえる「参加型リスクコミュニケーション」に取り組まれることに賛成します。

(5) その他

令和6年3月、紅麴を原料とする機能性表示食品を原因とする食中毒が発生し、大きな不安が広がりました。いわゆる「健康食品」製造施設への衛生管理状況の確認を計画(案)に盛り込んでいただくよう、要望します。